

# 公益社団法人 熊本県薬剤師会会長候補者選挙規則

(趣旨)

第 1 条 公益社団法人熊本県薬剤師会（以下「本会」という。）の会長候補者の選挙は、定款に定めるもののほか、本規則によって行う。

(選挙期日等の告示)

第 2 条 会長候補者の選挙は、総会において行う。

2 会長は、前条の選挙を行うときは、選挙を行う日の30日前までに、届出の受付期間、締切日時、その他選挙に関し必要な事項を熊本県薬剤師会館（以下「会館」という。）に掲示するとともに、会員に周知させるため、本会会報又は本会のホームページに掲載しなければならない。

(被選挙資格)

第 3 条 会長候補者の被選挙資格は、選挙を行う日の60日前までに、本会への入会后継続して2年以上経過し、会費を完納している正会員とする。

2 代議員は、会長候補者の被選挙資格を有しない。

(立候補の届出等)

第 4 条 会長候補者になろうとする正会員は、第2条による告示の日から選挙を行う日の20日前までに、別に定める立候補届出書に、第5条第1項に定める推薦書及び所定の書類を添えて、会長に届け出なければならない。

2 前項の届出の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、本会の事務局において行う。

3 郵送による届出は、書留に限り締切日時までに、本会の事務局に到着したものをもって有効とする。

(候補者推薦の届出)

第 5 条 会長候補者になろうとする正会員を推薦しようとする正会員は、別に定める候補者推薦書により、正会員3名以上が連署して、届け出なければならない。ただし、同一会員が推薦できる候補者数は1名のみとする。

2 前項の届出は、前条に準じて行うほか、被推薦者が署名した承諾書を添えなければならない。

(立候補の辞退)

第 6 条 会長候補者選挙の立候補を届け出た正会員（以下「立候補者」という。）は、その選挙が行われる前までに、本人が署名した文書により、会長に届け出て立候補を辞退することができる。

(立候補者の氏名の一覧の作成と送付)

第 7 条 会長は、第4条及び第5条による届出を締め切ったときは、直ちに立候補者の氏名の一覧を作成し、会館に掲示するとともに、速やかに代議員及び立候補者に送付しなければならない。

ない。

2 前項の立候補者の氏名の一覧の記載順位は、届出順とする。

(投票権者と投票の方法)

第 8 条 会長候補者選挙の投票権者は、投票を行うため、総会議長（以下「議長」という。）が議場の閉鎖を命じたとき、議場内にいる代議員とする。

2 投票は、別に定める投票用紙により、単記無記名投票によって行う。

(投票の効力)

第 9 条 疑義のある投票の効力は、投票及び開票に立会うために議長が代議員のうちから指名した選挙立会人が、議長の意見を聴いて決定する。

(無投票当選)

第 10 条 選挙の立候補者が 1 名のとき、または 1 名を超えなくなったときは、総会の決議を経て、投票を行わずに当該立候補者をもって当選者とするができる。

(会長候補者の必要得票数と当選者の決定)

第 11 条 会長候補者の選挙においては、第 8 条第 1 項の投票権者の過半数の得票を得た者を当選者とする。

2 過半数の得票者がいないときは、多数を得た上位 2 名を立候補者として、再選挙を行い、多数を得た者を当選者とする。

3 得票数が同数の場合は、議長がくじにより当選者を決定する。

(当選者の確定と宣告)

第 12 条 議長は、選挙立会人から投票結果の報告を受け、各立候補者の得票数その他必要な事項を発表し、当選者の確定を宣告する。

(投票に関する書類の保存)

第 13 条 投票に関する書類は、当該選挙に係る任期間中、本会事務局において保存しなければならない。

(規定していない事項と疑義の処理)

第 14 条 本規則に定めていない事項、あるいは選挙に関する疑義は、議長が、総会に諮って処理する。

(規則の改廃)

第 15 条 本規則は、理事会の決議を経て改廃することができる。

附 則

1 本規則は、制定の日（平成 25 年 9 月 5 日）から施行する。